

令和元年度

国土地理院コンプライアンス報告書

令和2年5月

国土地理院コンプライアンス推進本部

目 次

はじめに	1
I. 推進計画の実施結果と評価	2
1. 職員のコンプライアンス意識向上の取組	2
(1) 研修におけるコンプライアンスに関する講義の実施	2
(2) コンプライアンス講習会等の実施	3
(3) コンプライアンス・ミーティングの実施	4
(4) 発注者綱紀保持の周知徹底	5
(5) 国家公務員倫理の周知徹底	6
(6) 文書情報管理の周知徹底	7
(7) 個人情報保護の周知徹底	7
(8) ハラスメントの防止	8
(9) コンプライアンスに関する情報提供	8
(10) コンプライアンス指導者の養成	9
2. 事業者との適切な対応	9
(1) 事業者に対する発注者綱紀保持規程等の周知	9
(2) 事業者との応接ルール等の徹底	10
3. 入札契約手続きの見直し及び情報管理の徹底	11
(1) 入札契約手続きの見直し	11
(2) 情報管理の徹底	11
4. コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用	12
5. 監査の強化・充実	12
6. フォローアップ（実施状況及び情報提供）	13
(1) 地方測量部等における取組内容の報告	13
(2) 好事例、推奨事例の活用	14
II. アドバイザリー委員会からの意見等	14

はじめに

平成24年10月17日、公正取引委員会から国土交通省に対し、高知県内における当省発注の土木工事に関し、「入札談合等関与行為防止法」に基づく改善措置要求がなされ、これを受けて国土交通本省において同日付けで「当面の再発防止対策について」が、また、平成25年3月14日付けで「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」が取りまとめられた。

これらを踏まえ、国土地理院では平成25年4月に、国土地理院長を本部長とする「国土地理院コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）及び外部有識者で構成される「国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、コンプライアンス等の強化を図るため、各年度において「国土地理院コンプライアンス推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、これに基づいた取組を実施してきた。

本報告書は、令和元年度における推進計画の実施結果及び推進本部による評価、並びに委員会からの意見を取りまとめたものである。

I. 推進計画の実施結果と評価

1. 職員のコンプライアンス意識向上の取組

(1) 研修におけるコンプライアンスに関する講義の実施

【推進計画】

- ① 国土地理院が主催する原則すべての階層別研修にコンプライアンスの講義を設け、関係法令に関する講義を実施し、その遵守の必要性の理解を深めるとともに、違法性の認識について理解を深める。講義は、研修員同士が意見を出し合い、自分の身近な問題として捉え理解を深めることができるように「グループ討議」、「研修教材用動画視聴」、「セルフチェック」等を活用する。
- ② 新任の課長等を対象とする「課長級研修」では、外部講師を招いた講義を設けるとともに、当該講義を広く活用するため、研修員以外の管理職員（補佐相当職以上を含む。）でも受講可能なオープン講義とする。
- ③ 国土交通大学校、人事院等他機関での研修及び公正取引委員会における啓発等を目的とした研修会等にも積極的に参加する。

【実施結果】

国土地理院主催の研修（7研修）で、適正業務管理官等が講師となり発注者綱紀保持、公務員倫理・服务等コンプライアンスに関する講義を実施した。

実施にあたっては、違法性の認識を高めるため、発注者綱紀保持では、他機関等での不祥事事例等を活用して事案の概要、関与行為の背景・要因、ペナルティ等を説明し、公務員倫理・服务等コンプライアンスに関する講義では、身近な事例を問題形式としたセルフチェックやSNSを利用する際のサービス・倫理に関する注意点等を教示して、研修員のコンプライアンス意識の醸成に努めた。研修でのコンプライアンスに関する講義の受講者数は、77名であった。

課長級研修では、当院の発注者綱紀保持担当弁護士に講師を依頼し、研修生以外の課長補佐級以上の職員を対象とした公開講座とした。

その他他機関主催の13研修に参加し、64名がコンプライアンスに関する講義を受講した。

【資料1】

【推進本部会議の評価】

国土地理院主催の研修（7研修）に「コンプライアンス」に関するカリキュラムを設けたことは、職員に関係法令に関する知識の付与、不祥事発生時におけるリスクについての意識を徹底させる手段として有効である。実施にあたっては、違法性の認識を高めるため、入札談合等関与行為は必ず発覚すること、入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰などといったペナルティが課されることなどの内容を取り入れた講義を行ったことは評価できる。

また、グループ討議やセルフチェックを取り入れた講義も、職員のコンプライアンス意識を深めるためには有効であることから、今後も継続すべきである。

更に、昨今話題となっているSNSを利用する際のサービス・倫理に関する内容や再就職管理に関する内容を講義の中に盛り込んだことも評価でき、今後も継続すべきである。

(2) コンプライアンス講習会等の実施

【推進計画】

職員は、以下の講習会等に、原則として年1回以上参加する。

- ① コンプライアンスの概念や発注者綱紀保持規程及び国家公務員倫理規程等に基づく職員としての責務、守るべき法令やルール等への正しい理解を深めるため、全職員を対象に、外部専門家等によるコンプライアンスに関する講習会等を年3回以上実施する。なお、講習会の模様は、Web会議システムにより本院内及び地方測量部等に同時配信するとともに動画を内部ホームページに掲載し、未受講者が後日視聴できる環境を整える。
- ② 地方測量部等においても、独自の開催又は他機関との共催により講習会を実施することとする。なお、開催できない場合は、本院からのWeb会議システムにより配信される講習会を聴講することはもとより、他機関が開催する講習会等へも積極的に参加する。
- ③ 発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、本院担当職員が、コンプライアンスに関する講義を実施する。

【実施結果】

外部講師によるコンプライアンスに関する講習会等を開催し、延べ799名が参加した。

6月には、公正取引委員会事務総局経済取引局から講師を招き、入札談合等関与行為防止法(官製談合防止法)に関する講演会を開催し、入札談合や官製談合防止法の概要、官製談合における入札談合等に関与行為の4つの類型、入札談合に関与した職員に対するペナルティ等について講義をしていただき、169名が聴講した。

11月には、国家公務員倫理審査会事務局から講師を招き、「国家公務員の職務に係る倫理の保持について」と題して講演会を開催し、倫理法・倫理規程の制定の経緯、制度・運用の概要や、利害関係者との間における禁止行為、利害関係者でない人との禁止行為等について動画や最近の実例を用いた解説を実施していただき、312名が聴講した。

2月には、国土交通大学校教授を講師に招き、「コンプライアンスについて」と題して講習会を開催し、懲戒処分や服務義務についての解説や公務員の倫理観に対する一般のアンケート結果等も紹介いただいた。また、四国地方整備局や中部地方整備局で起きた不正事案等の解説や事案を踏まえた再発防止策等についても講義をしていただき、聴講者は318名であった。

講習会等の模様は、Web会議システムにより本院及び地方測量部等に配信した。講習会等に参加できなかった者に対して、当日の動画を視聴できるよう内部ホームページに掲載した。

未受講者がいる職場には受講状況リストを送付し、後日、未受講者に講演会等の動画を視聴させる等の対策を講じている。その結果、年間を通じた講習会の未受講者はなく、対象者全員が受講した。

適正業務管理官及び人事計画官が2月に1地方測量部に出向き、コンプライアンスに関する講義を実施し、17名が受講した。

また、5地方測量部でも公正取引委員会の担当官による講習会等を独自に開催したほか、他機関主催の講習会等に参加した。

【資料2】



【推進本部会議の評価】

コンプライアンスに対する意識は時間の経過とともに希薄になっていくので、定期的にコンプライアンス講習会を開催することは、コンプライアンス意識を持続させる取組の一つとして有効である。

地方測量部等においても、講習会等を独自に開催したり、他機関主催の講習会等に参加し、なるべく多くの職員に対してより専門的な知識を習得させる機会を設けることは、職員のコンプライアンス意識を高める上で重要である。

職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るため、本院の担当職員が地方測量部へ出向き、コンプライアンスに関する講義を実施したことは評価できるが、可能であれば複数の地方測量部で実施すべきであった。

（3）コンプライアンス・ミーティングの実施

【推進計画】

- ① 職場内の職員相互間でコンプライアンスに関する再確認や意見交換を行うことにより、コンプライアンスに関する意識の向上を図るため、コンプライアンス・ミーティングを原則年2回以上実施する。なお、コンプライアンス・ミーティングは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が参加する。
- ② 「コンプライアンス・ミーティング」をはじめ様々な機会を通じて職場でのコミュニケーションを活性化し、不祥事が起きにくい風通しの良い職場環境を整備する。

【実施結果】

職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るため、身近な問題をテーマとしたコンプライアンス・ミーティングを実施した。

実施にあたっては、実施日やグループを分割したり、所属のミーティングに参加できなかった職員を集めて実施するなど、全職員がミーティングに参加できるよう工夫した結果、参加率は、第1回目、第2回目とも100%で、対象者全員が参加した。

また、一部の所属においては、一人の職員が複数のミーティングに参加できる環境を整えたりするなどの工夫も見られた。

ミーティング実施にあたっては、職員一人ひとりが考え、全員が発言できる機会をつくり、より活発な意見交換を行った。

【資料3】



○第1回コンプライアンス・ミーティング

実施時期 令和元年8月～10月

テーマ ①「発注者綱紀保持と情報の管理」

②「OBからの依頼」

○第2回コンプライアンス・ミーティング

実施時期 令和2年1月～2月

テーマ 「OBとの飲食」

【推進本部会議の評価】

コンプライアンス・ミーティングについては、全職場で2回実施され、職員の参加率は第1回目、第2回目とも100%で、本年度計画にある「原則として職員全員（休職者等を除く。）が参加する。」との目標を達成しており評価できる。

実施にあたっては、すべての職員が参加できるようコンプライアンス・ミーティングの開催日を複数日設けたりする取組は評価できる。

また、一部の所属では、一人の職員が複数のミーティングに参加できる環境を整えたりするなどの工夫が見られ、好事例として全所属に周知すべきである。

引き続き各コンプライアンス・ミーティングごとの参加率100%を目指し取り組む必要がある。

（4）発注者綱紀保持の周知徹底

【推進計画】

① 国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令の遵守はもとより、発注者綱紀保持規程について周知徹底を図る。

特に、外部の者からの不当な働きかけに関する報告のみならず、院内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反に関する報告についても、以下の事項について、研修等において周知徹底を図る。

一 発注担当職員に対して、院内の他の職員が発注情報を要求する行為についても、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること

二 報告は職員に課された義務であること

三 報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること

四 報告を怠った場合には処分があること

② 発注者綱紀保持に関する基本的な理解度を職員自らが確認するためのセルフチェックを行う。その結果を踏まえて、設問及び解説の趣旨が十分伝わるよう職員に対するフォローアップを行う。なお、セルフチェックは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が実施するものとし、その実施状況を確認することとする。

【実施結果】

令和元年度においても、発注者綱紀保持規程、官製談合防止法、コンプライアンス推進計画に係る具体の取組等について、定例会議や研修、コンプライアンス・ミーティングにおいて職員に

周知した。また、不祥事の事例「事例で学ぶコンプライアンス」を活用し、コンプライアンス違反によって発生する刑事処分、行政処分等について解説を行った。

また、発注者綱紀保持に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、メールでチェックシートを配布してセルフチェックを実施した。実施率は100%であった。

セルフチェックの問題・解説は、内部ホームページに掲載し、後日、改めて理解度を確保するための環境を整えている。

国土地理院主催の7研修では、外部の者からの不当な働きかけに関する報告のみならず、①発注担当職員に対して、院内の他の職員が発注情報を要求する行為についても、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、②報告は職員に課された義務であること、③報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、④報告を怠った場合には処分があることについて周知徹底を図った。 【資料4】

【推進本部会議の評価】

関係規程等の職員への周知は、全職場において適切に行われている。

セルフチェックの実施率は100%で、対象者全員が実施できたことは評価できる。引き続き全員が実施できるよう取り組む必要がある。

また、発注者綱紀保持の徹底及び違法行為の防止の観点から、発注担当職員に対して、院内の他の職員が発注情報を要求する行為についても発注者綱紀保持規程違反であること、発注者綱紀保持規程違反に関する報告は職員に課された義務であること、報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名等に関すること、報告を怠った場合には処分があり得ることについて周知徹底を図ったことは評価できる。

(5) 国家公務員倫理の周知徹底

【推進計画】

- ① 国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、国民の信頼を確保するために、国家公務員法、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程の遵守について、研修及び国家公務員倫理週間等の機会を通じて周知徹底を図る。
- ② 服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するためのセルフチェックを行う。その結果を集計し、職員に周知することで、更なる職員の倫理意識の向上を図る。なお、セルフチェックは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が実施するものとする。

【実施結果】

令和元年度においても、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程等については、定例会議や研修、国家公務員倫理週間等の機会を通じ、職員に周知している。特に九州地方測量部では、オープンな打合せスペースに「国家公務員倫理のポイント」を掲示し、国家公務員倫理の周知徹底を行っている。

また、服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、メールでチェックシートを配布してセルフチェックを実施した。実施率は、第1回目、第2回目とも100%で、対象者全員が実施した。

セルフチェックの結果は、問題・正答及び解説、問題ごとの正答率、正答率が低かった問題等を内部ホームページに掲載し、再度問題及び解答を見直すなどの振り返りにより、さらなる倫理

への意識の向上を図るよう各所属を通じ周知を行った。

【資料4】

【推進本部会議の評価】

関係規程等の職員への周知は、全職場において適切に行われている。

セルフチェックの実施率は第1回目、第2回目とも100%で、対象者全員が実施できたことは評価できる。引き続きコンプライアンス意識が希薄にならないようセルフチェックを実施させる必要がある。

（6）文書情報管理の周知徹底

【推進計画】

職員が適正に文書管理を行うために、「公文書管理の適正の確保のための取組について」等の趣旨について、研修及び国土交通省文書整理月間等の機会を通じて周知徹底を図る。

【実施結果】

文書管理に係る取扱を各種会議において周知徹底を図った。

さらに、職員の公文書管理に対する自覚を促しルールに従った適正な管理を行わせるため「公文書管理研修」を実施した。

国土地理院主催の研修では、新規採用者3名、新任文書管理者19名、新任文書管理担当者27名及び新任幹部職員2名が受講した。

また、国土交通大学校で実施した8研修において、43名が公文書管理に関する講義を受講した。

職員全員に対して、国土交通省文書の日（毎月23日）では、文書管理のポイント及び文書チェックシートの活用について周知した。

国土交通省文書整理月間（11月）における文書管理の点検の取組として、文書管理自己チェックシート及び公文書管理eラーニングを全職員が実施した。

【推進本部会議の評価】

文書管理に関しては、平成30年度に発生した個人情報を含む文書の紛失に対し、令和元年度において公文書の管理及び個人情報の管理について注意喚起を行い、研修等を通じ周知徹底を図っている。特に、従来から行ってきた研修や文書整理月間にあわせた文書管理の点検や各種研修における取組のほか、令和元年度は国土交通省文書の日（毎月23日）における自己点検シートの実施に併せて、院独自の取組として毎月、文書管理のポイントを掲示板に掲載するなど、行政文書に関するルールや知識を定着させる取組を強化したことは評価できる。

（7）個人情報保護の周知徹底

【推進計画】

個人情報の保護の重要性と適切な取扱いについて、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の関係法令を研修や講習会等を通じて周知徹底を図る。

【実施結果】

「個人情報の適切な管理の徹底について」通知文について、補佐会議で報告を行うとともに、電子文書室に掲載して職員へ周知した。また、新規採用職員ガイダンスでは、個人情報の適切な取扱いや管理運用に関する講義を行った。

【推進本部会議の評価】

保有する個人情報については、平成30年度に発生した個人情報を含む文書の紛失に対し、令和元年度において個人情報の適切な管理について研修等で注意喚起及び周知徹底を図っている。今後も、適切に取り扱われるよう、研修等で周知する必要がある。

(8) ハラスメントの防止

【推進計画】

- ① セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等の防止について、研修及び国家公務員ハラスメント防止週間等の機会を通じて周知徹底を図る。
- ② 苦情相談員の相談窓口等について周知徹底し、相談しやすい体制の整備に努める。

【実施結果】

セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等の防止については、相談窓口を含め、定例会議等において、職員に周知するとともに、国土地理院主催の5研修において、外部講師等によりハラスメントの防止に関する講義を実施し、ハラスメントに関する知識や対応能力の向上を図った。院内研修でのハラスメント防止に関する講義の受講者数は、53名であった。

その他他機関主催の8研修に参加し、29名がハラスメント防止に関する講義を受講した。

また、「国家公務員ハラスメント防止週間」において、外部講師を招き、セクシュアル・ハラスメント防止講習会（幹部職員向け）及びハラスメント防止講演会（全職員向け）を開催し、Web会議システムによる聴講も含めれば、311名が聴講した。 【資料1】

【推進本部会議の評価】

ハラスメント防止においては、外部講師を活用した講習会等で職員の意識向上を図るとともに、令和元年度は研修・講習会以外でも院議においても注意喚起を行い、防止に努めている。今後も、院議や定例会議等を通じた注意喚起や職員の積極的な講演会等の受講など継続的な取組を実施すべきである。

(9) コンプライアンスに関する情報提供

【推進計画】

コンプライアンス意識の啓発を促すため不祥事事例等の情報を、適宜、定例会議等において提供する。

【実施結果】

国や地方公共団体等において、発注者綱紀保持や公務員倫理等に係る不祥事事例が発生した場合、適宜「事例で学ぶコンプライアンス」の事例として本院各部・地方測量部等に資料提供した。

資料は、職員の不祥事事例を具体的に紹介し、関連する法規等を解説することによって、職員が理解しやすい内容としている。これまで3回提供し、定例会議やコンプライアンス・ミーティング等で活用されている。 **【資料5】**

【推進本部会議の評価】

不祥事事例を紹介し関係する法規等を解説して、職員が理解しやすい内容としていることは評価できる。

今後も、具体的な事例や着眼点を示し、定例会議等で活用しやすい資料を提供し、職員の意識向上を図る必要がある。

(10) コンプライアンス指導者の養成

【推進計画】

国土交通大学校で実施している「コンプライアンス指導者養成研修」に、コンプライアンスに関する担当職員を順次受講させ、指導者として必要な能力の向上を図る。

【実施結果】

国土交通大学校主催の「コンプライアンス指導者養成研修」を、担当職員（適正業務管理官）が受講した。研修では、コンプライアンスに関する知識の習得だけでなく、地方整備局等職員との情報交換により、地方整備局等における実態などについても理解を深めることができ、大変有意義であった。

【推進本部会議の評価】

担当職員が、国土交通大学校主催の「コンプライアンス指導者養成研修」を受講することは、知識の習得とともに地方整備局等の状況把握にも有効であることから、今後も順次受講させる必要がある。

2. 事業者との適切な対応

(1) 事業者に対する発注者綱紀保持規程等の周知

【推進計画】

- ① 国土地理院ホームページに有資格者を対象とした発注者綱紀保持の取組やコンプライアンス推進計画等を掲載し協力依頼を行う。
- ② 執務室入り口等に発注者綱紀保持に関するポスター及び入室にあたっての協力依頼文書を掲示するとともに、測量業務の一般競争参加資格者に送付する参加資格認定通知書に発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼のリーフレットを同封する。

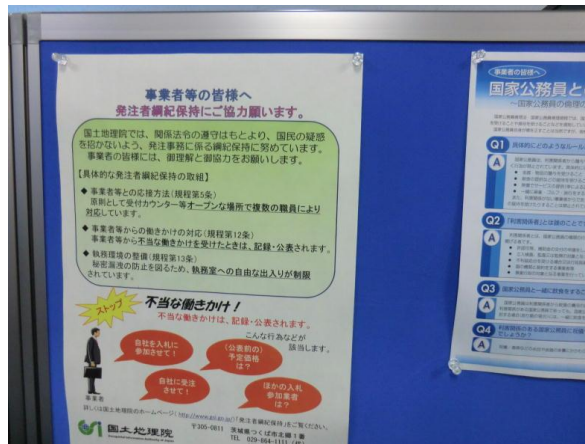
【実施結果】

事業者に対する発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼については、国土地理院ホームページに掲載し、有資格業者への周知を図っている。

また、一般競争参加資格認定通知書に発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼のパンフレットを同封し、有資格者へ協力を依頼している。

執務室入口等に発注者綱紀保持に関するポスター等を掲示し、引き続き来庁者への周知を図っている。

【資料6】



【推進本部会議の評価】

事業者に対しての発注者綱紀保持に関する協力依頼については、各職場において適切に実施されている。執務室への入室制限等の環境整備は、事業者に対する効果だけでなく職員への意識付けにも効果がある。

引き続き発注者綱紀保持の取組について協力依頼を行う必要がある。

(2) 事業者との応接ルール等の徹底

【推進計画】

事業者との応接にあたっては、国民の疑惑や不信を招かないよう、必要最小限の対応に留め、この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するなど、引き続き対応ルールの徹底を図る。

【実施結果】

事業者との応接にあたっては、公平かつ適切に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かない方法により行うために、原則として、受付カウンター等のオープンな場所で複数の職員により対応するものとされていることについて、定例会議や研修、コンプライアンス・ミーティング等において繰り返し説明し周知を行った。

【推進本部会議の評価】

事業者との応接方法について継続して周知し、国民の疑惑や不信を招かないよう引き続き対応ルールの徹底を図ることが必要である。

3. 入札契約手続きの見直し及び情報管理の徹底

(1) 入札契約手続きの見直し

【推進計画】

不正が発生しにくい入札契約制度の見直しを継続して実施する。

- ① 予定価格調書の作成時期を極力後倒しして、予定価格漏洩の防止を図る。
- ② 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離を進め、両方の情報を知る機会とその情報を知る者の数を限定するとともに、国土地理院総合評価技術審査会において発注案件ごとに技術審査・評価業務の実施体制をチェックすることにより、コンプライアンスの更なる徹底を図る。

【実施結果】

- ① 予定価格調書の作成時期については、原則として開札日前日とするよう極力後倒しを行い、予定価格漏洩の防止を図った。
- ② 総合評価落札方式における情報漏洩の防止のため、積算業務と技術審査・評価業務の分離を進め、平成31年4月から令和2年1月までの総合評価落札方式による発注79件中70件(89%)の業務の分離を行った。分離に際しては、国土地理院総合評価技術審査会において、発注案件ごとに、担当部署における業務の実施体制の報告を求め、その適否を確認するとともに、情報漏洩防止の注意喚起を行いコンプライアンスの徹底を図った。

【推進本部会議の評価】

予定価格調書の作成時期の後倒しは、不正が発生しにくい入札契約手続きの重要な対策であり、今後も継続する必要がある。

積算業務と技術審査・評価業務は分離を原則とし、分離が困難な業務については、引き続き情報漏洩の防止策を講じていくことが必要である。

(2) 情報管理の徹底

【推進計画】

- ① 「発注情報管理マニュアル」を周知徹底し、発注事務に関する情報管理の徹底を図る。
- ② 「発注情報管理マニュアル」2. 情報の適切な管理(4)に規定する「発注事務に関する書類の管理その他発注事務に関する情報への不正なアクセスの予防」について、発注担当職員の所属長が行う調査・点検の周知徹底を図る。

【実施結果】

- ① 「発注情報管理マニュアル」の遵守について、定例会議等で発言し周知徹底を図った。
- ② 「発注情報管理マニュアル」の運用状況を確認するため、地方測量部等においては、分任物品管理官定期検査の際に調査を行い、すべての地方測量部等で適正な事務処理が行われていることを確認した。
また、定期監査においても、本院を含め監査対象部署に対し監査を実施し、適正な事務が行われていることを確認した。

【推進本部会議の評価】

発注事務に関する情報管理については、秘密情報の漏洩防止の重要な対策であり、「発注情報管理マニュアル」に沿って適切に情報管理が行われているかについて、引き続き定期的に点検を実施する必要がある。

4. コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

【推進計画】

通報窓口への通報は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、通報した職員は不利益にならないことの周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組む。また、通報があった場合には、迅速かつ的確な対応を図る。

【実施結果】

コンプライアンス関係通報窓口への通報については、その重要性及び通報した職員が不利益な取扱いを受けることがないことについて、研修、コンプライアンス・ミーティング等において繰り返し説明することで、周知を行った。

また、内部通報窓口、外部通報窓口の連絡先等についても、併せて繰り返し周知した。

なお、令和元年度において、コンプライアンス関係通報窓口への通報はなかった。

【推進本部会議の評価】

コンプライアンス関係通報窓口への通報の重要性について、研修、コンプライアンス・ミーティング等において繰り返し説明することで、職員に理解させるとともに、通報した職員が不利益な取扱いを受けないことやコンプライアンス関係通報窓口の連絡先等について適切に周知していた。

今後も、通報は違反行為の未然防止や事態の深刻化を防ぐために有効であるため、引き続き周知・徹底に取り組んでいく必要がある。

5. 監査の強化・充実

【推進計画】

平成31年度定期監査実施計画において、コンプライアンス推進の取組みに関する監査を重点事項として位置付け、平成31年度コンプライアンス推進計画の取組状況について監査を実施する。

なお、平成31年度監査予定の地方測量部においては、部長等管理職員及び発注担当職員に対し、コンプライアンスに関する認識及び取組状況についてヒアリングを実施する。併せて、事業者との対応に関する職場環境の整備状況及び事業者との応接方法について監査を実施する。

【実施結果】

令和元年度定期監査実施計画に基づき、6月から11月にかけて、本院（総務部、企画部、測地部、測地観測センター、地理地殻活動研究センター）及び地方測量部（北海道、関東、北陸、中部、四国）において、監査重点事項であるコンプライアンスの徹底に関する取組について監査を実施した。また、地方測量部の部長、次長、管理課長、測量課長及び発注担当職員に対して、コンプライアンスに関する認識及び取組状況等のヒアリングを実施した。

監査の結果、コンプライアンス・ミーティングや講習会等、コンプライアンス推進計画に基づき、適切に実施されていることを確認した。コンプライアンス・ミーティングは、各課室ごとに全員参加で実施されている。講習会等は、原則として全員職員が参加し、やむを得ず参加出来ない場合には、講習会等のビデオを視聴するなどフォローアップが行われている。また、各職場においては、新聞等に掲載された不祥事・不正行為等を事例として職員に周知し、意識向上が図られている。

発注者綱紀保持、国家公務員倫理の周知徹底については、研修及び国家公務員倫理週間等の機会を通じて、周知徹底が図られている。セルフチェックの実施については、全職員が実施し、更なる意識の向上が図られている。事業者との適切な対応については、執務室入り口等に発注者綱紀保持に関するポスター及び入室にあたっての協力依頼文書を掲示し、受付カウンター及び打合せテーブルを設置している。事業者との対応ルールについては、必要最小限の対応に努め、原則として受け付けカウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するなど、対応ルールの徹底が図られている。

地方測量部の管理職員及び発注担当職員へのヒアリングについては、関係法令の目的、行動基準、禁止行為等の認識状況及び事業者の対応状況の確認を行い、全員が概ね正しく理解していることを確認し、適切に取り組まれていることを確認した。

【推進本部会議の評価】

コンプライアンスに関する個別ヒアリングも実施し、適切に実施されている。

コンプライアンス推進の取組については、引き続き監査の重点項目として実施していく必要がある。

6. フォローアップ（実施状況及び情報提供）

（1）地方測量部等における取組内容の報告

【推進計画】

コンプライアンス推進責任者（地方測量部長及び沖縄支所長）は、コンプライアンス推進本部と定期的にWeb会議を開催し、地方測量部等におけるコンプライアンスの取組について報告するとともに、意見交換を行う。

【実施結果】

コンプライアンス推進責任者（地方測量部長及び沖縄支所長）が、コンプライアンス推進本部とWeb会議を開催（5、6、9、10月）し、地方測量部等におけるコンプライアンスの取組について報告し、意見交換を行った。

【推進本部会議の評価】

コンプライアンス推進本部において、地方測量部等における取組を報告することは、他地方測量部等の参考となり、一層コンプライアンスの推進を図ることとなるので評価できる。今後は、職員の負担を軽減するよう工夫をしながら継続すべきである。

(2) 好事例、推奨事例の活用

【推進計画】

各所属で実施したコンプライアンス推進に係る取組のうち、好事例、推奨事例と判断される取組については、院内全所属に周知を行い積極的な活用を図り、更なるコンプライアンス推進の強化を図る。

【実施結果】

各所属で実施したコンプライアンス推進に係る取組のうち、好事例、推奨事例と判断される取組については、積極的な活用を図り、更なるコンプライアンス推進に務めている。

【推進本部会議の評価】

各所属において、コンプライアンス推進に係る好事例となる取組を活用していくことは、コンプライアンスを推進するうえで有用である。今後も引き続き積極的に共有・活用すべきである。

II. アドバイザリー委員会からの意見等

講習会やミーティングなど数多くの取組を行っている。合理化の観点から、最低限やらなければならないことを確保しつつ、出来るだけ負担の少ないように考えることも重要である。会議等で集まる機会を捉えて、講習会や研修会を行い負担軽減の工夫をされたい。

【資料1】

令和元年度 研修におけるコンプライアンス講義の実施状況

<国土地理院>

実施日	研修名	講義テーマ	講師	受講者数
H31.4.2	業務	コンプライアンスについて	適正業務管理官	4
R1.5.7	新採用職員ガイダンス	コンプライアンス	主任指導官	3
		国家公務員倫理・服务等	人事課管理係長	
R1.5.31	補佐	コンプライアンス(発注者綱紀保持)	適正業務管理官	18
R1.5.30		国家公務員倫理・服务等	人事計画官	
R1.6.18	係長	コンプライアンス(発注者綱紀保持)	主任指導官	7
R1.6.21		国家公務員倫理・服务等	人事課長補佐	
R1.10.2	課長級	コンプライアンス(発注者綱紀保持)	弁護士	10
		国家公務員倫理・服务等	人事課長	
R1.10.18	中堅係員	コンプライアンス(発注者綱紀保持)	適正業務管理官	20
		国家公務員倫理・服务等	人事課管理係長	
R1.12.16	新採用職員ガイダンス	国家公務員倫理・服务等	人事課管理係長	1
R2.3.9	普通測量業務	コンプライアンス(概論・コンプライアンスミーティング)	適正業務管理官	14
		服務	人事課管理係長	

<国土交通大学校>

受講研修数 11件

受講者総数 60名

<人事院>

受講研修数 2件

受講者総数 4名

令和元年度 研修におけるハラスメントの防止に関する講義の実施状況

<国土地理院>

実施日	研修名	講義テーマ	講師	受講者数
R1.5.7	新採用職員ガイダンス	ハラスメントの防止	人事課管理係長	3
R1.5.31	補佐	職場におけるハラスメントの防止	外部講師	18
R1.6.18	係長	ハラスメントの防止	外部講師	7
R1.10.2	課長級	管理職に求められるハラスメント防止対策	外部講師	10
R1.12.16	新採用職員ガイダンス	ハラスメントの防止	人事課管理係長	1
R2.3.9	普通測量業務	ハラスメントの防止	人事課管理係長	14

<国土交通大学校>

受講研修数 5件

受講者総数 26名

<人事院>

受講研修数 3件

受講者総数 3名

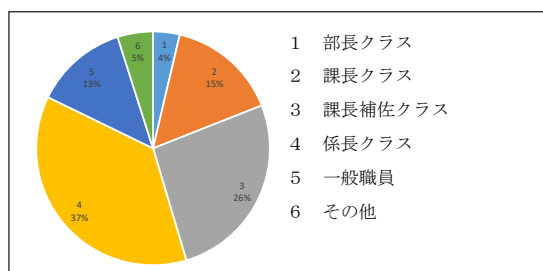
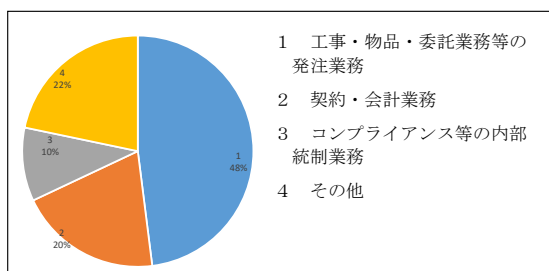
【資料 2 - 1】

令和元年度 コンプライアンス講習会等実施状況

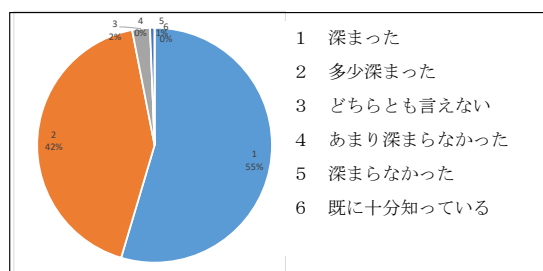
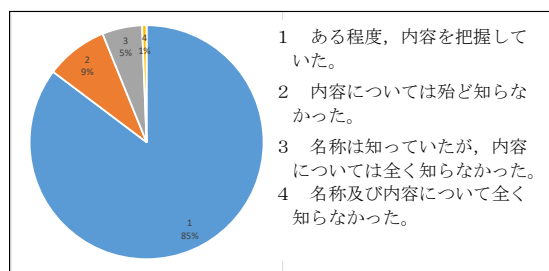
<本院（第1回）>

1. 演 題 入札談合の防止に向けて(公正取引委員会職員)
～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～
2. 開催日時 令和元年6月6日(木) 15:00～16:30
3. 場 所 大会議室
4. 参加者数 会場：68名 Web会議システム：101名 合計169名
5. アンケート内容別内訳 1 ■ 2 ■ 3 ■ 4 ■ 5 ■ 6 ■

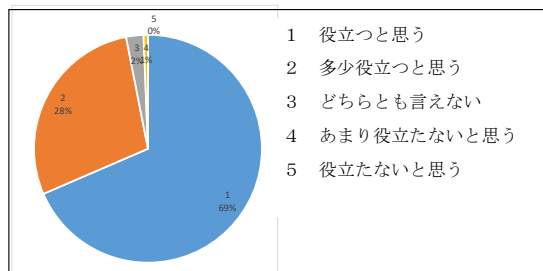
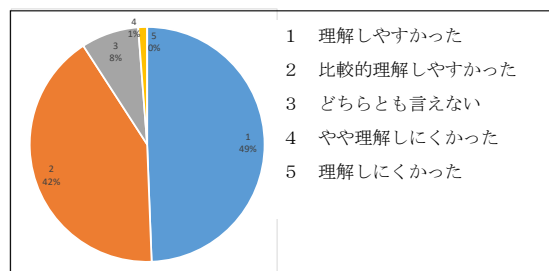
- (1) 貴職が担当されている業務の内容をお聞かせください (複数回答可)。(2) 貴職のご役職をお聞かせください。



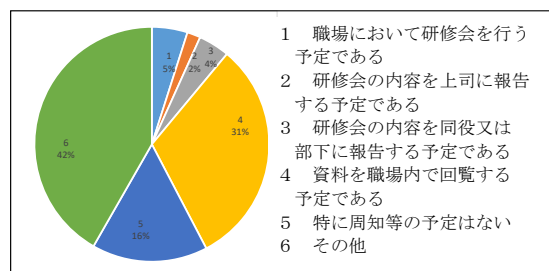
- (3) 入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての知識は、研修会の出席前ほどの程度ありましたか。(4) 研修会への出席により入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての理解が深まりましたか。



- (5) 研修会の内容は理解しやすいものでしたか。(6) 研修会の内容は、今後の業務で役立つと思いますか。



- (7) 今回の研修会后、職場において、研修会の内容(入札談合の防止・入札談合等関与行為防止法)の周知



- (8) その他、研修会に関する御意見等ございましたら御記入ください。
- 資料中に専門用語などが含まれており、それが解りにくかった。
 - 時間の対して内容が多く説明が早くて理解するのが大変であった。もう少しゆっくり説明していただきたかった。
 - 官製談合に関わった職員はどういった社会的制約を受けたかなど、「関与しても何のメリットもないこと」と思わせる説きしていただけると良い。
 - 時間、内容とも適当であった。繰り返し個人的リスクがあることを認識させることは重要である。

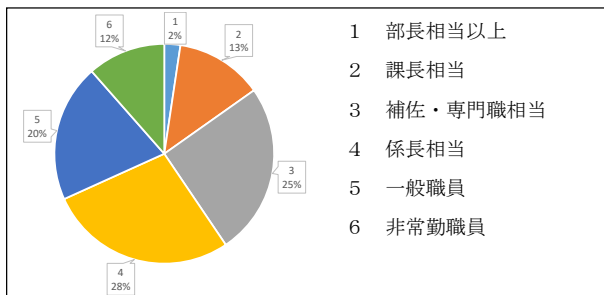
【資料 2 - 2】

令和元年度 コンプライアンス講習会等実施状況

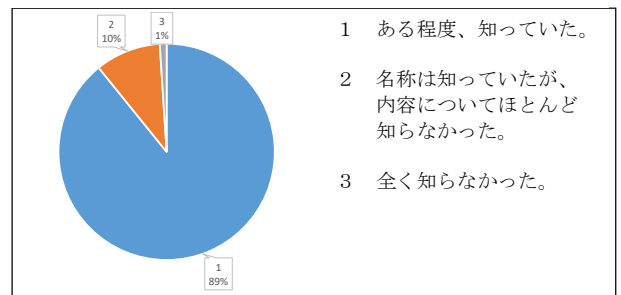
<本院（第2回）>

1. 演 題 国家公務員の職務に係る倫理の保持について（国家公務員倫理審査会事務局）
2. 開催日時 令和元年11月27日（水） 13:30～15:00
3. 場 所 大会議室
4. 参加者数 会場：69名 Web会議システム：243名 合計312名
5. アンケート内容別内訳 1 ■ 2 ■ 3 ■ 4 ■ 5 ■ 6 ■

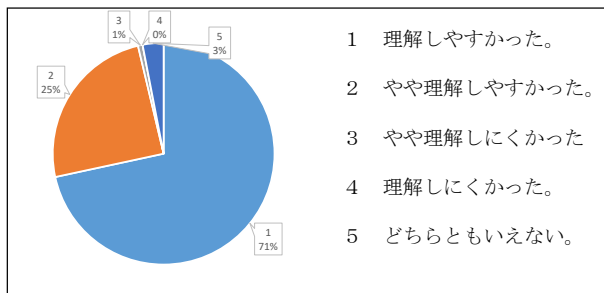
(1) 貴職の役職をお聞かせください。



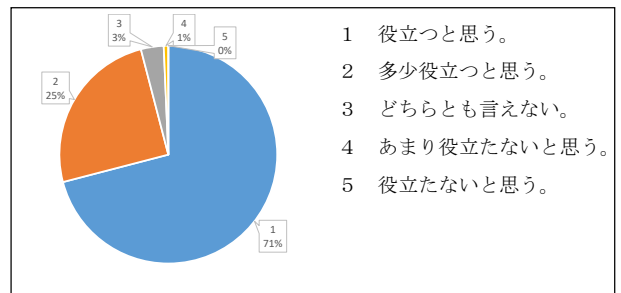
(2) 倫理規程に関する知識は、本講習会に参加する前はどの程度ありましたか。



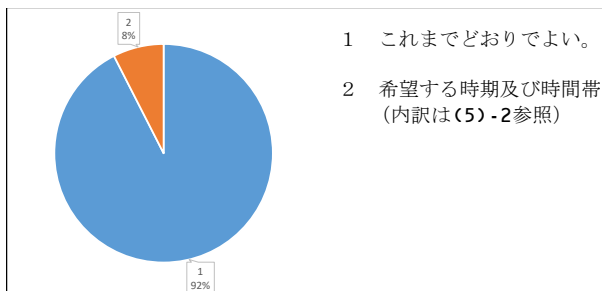
(3) 内容は分かりやすいものでしたか。



(4) 講演会の内容は、今後の業務に役立つと思いますか。



(5) 開催時期、時間帯について、希望があればお聞かせください。



(5) - 2 希望する時期及び時間帯

・ 時期	希望する人数	・ 時間帯	希望する人数
4月頃	1名	0.75時間	1名
5月頃	3名	1時間	7名
6月頃	1名	1.5時間	1名
8月頃	1名		
11月頃	1名		

(6) その他、全体的な感想やご意見をお聞かせください。

- ・ 動画もあり分かりやすい内容でした。
- ・ 動画・事例の紹介がイメージしやすい等(多数)
- ・ 倫理にかかる事案は年度変わりに行われた方が担当や業務も変わった方が多いため有用だと考えます。
- ・ あまり自分自身に関係することでなかったのに関心は薄かったが、知っておいて良かった内容だった。
- ・ 事例研究の時間をもう少し確保してほしい。

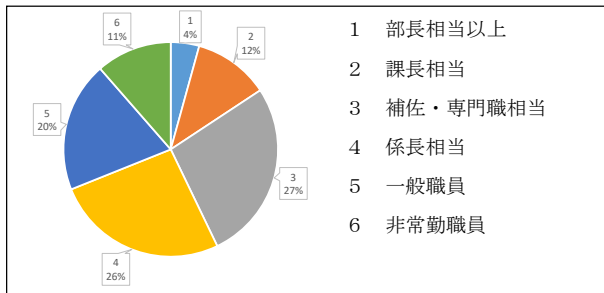
【資料 2 - 3】

令和元年度 コンプライアンス講習会等実施状況

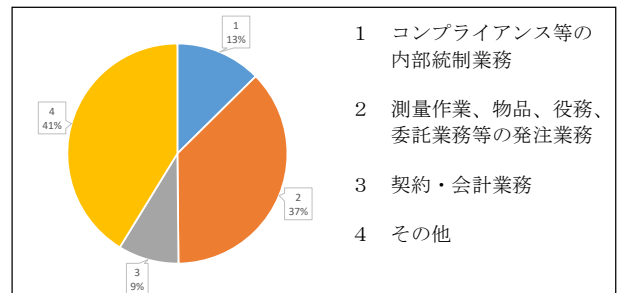
< 本院（第 3 回） >

1. 演 題 コンプライアンスについて(国土交通大学校 福島直樹教授)
2. 開催日時 令和 2 年 2 月 1 8 日(火) 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0
3. 場 所 大会議室
4. 参加者数 会場 : 8 2 名 Web会議システム : 2 3 6 名 合計 3 1 8 名
5. アンケート内容別内訳 1 ■ 2 ■ 3 ■ 4 ■ 5 ■ 6 ■

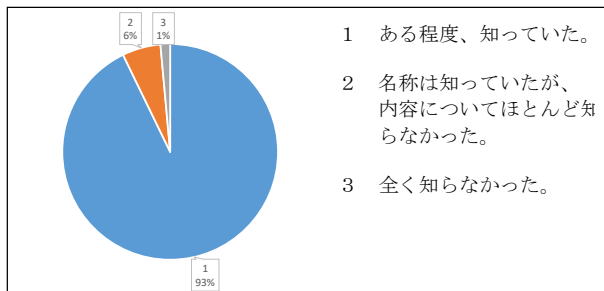
(1) 貴職の役職をお聞かせください。



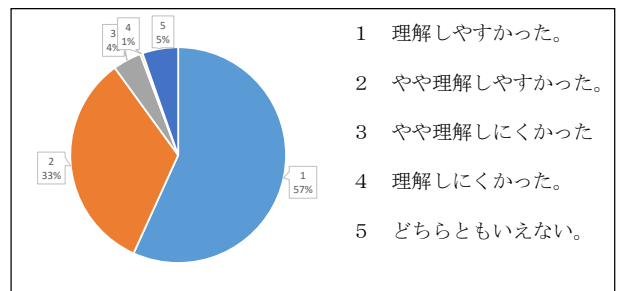
(2) 貴職が担当されている業務のうち、関係する職務の内容をお聞かせください。（複数回答可）



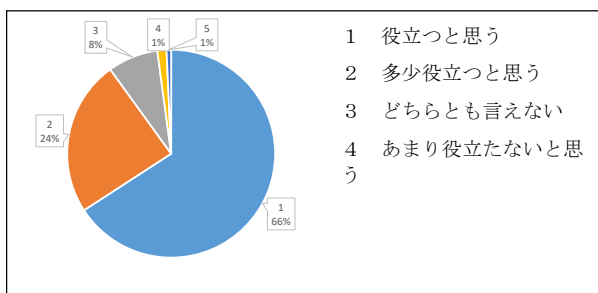
(3) コンプライアンスに関する知識は、本講習会に参加する前はどの程度ありましたか。



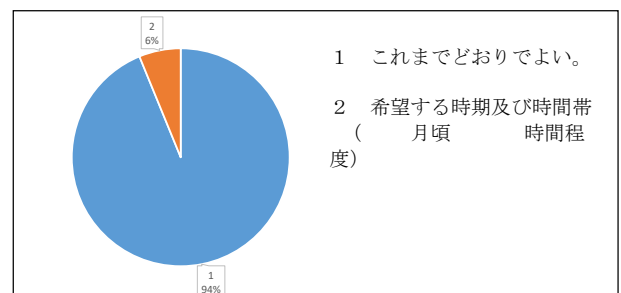
(4) 内容は分かりやすいものでしたか。



(5) 講習会の内容は、今後の業務に役立つと思いますか。



(6) 開催時期、時間帯について、希望があればお聞かせください。



(6) - 2 希望する時期及び時間帯

時期	名数	時間帯	名数
4月頃	3名	30分程度	7名
4~5月頃	1名	1時間	6名
5月頃	3名		
6~9月頃	1名		
9~10月頃	1名		
8月頃	1名		
10月頃	1名		

(7) その他、全体的な感想やご意見をお聞かせください。

- ・コンプライアンスに関する講習は、繰り返すことで理解がより深まるものと思う。
- ・質問の時間はとっていただき良かったです。
- ・過去の処分の提示は、リアリティがあり今後の自分の倫理観や意識に良い影響を与えたと思います。
- ・刑罰となっていることをご紹介いただくことで、一層気をひきしめようという気になりました。
- ・改めてコンプライアンス、発注者綱紀保持について意識しました。

【資料 2 - 4】

令和元年度 コンプライアンス講習会等実施状況

<地方測量部>

実施日	実施(参加)部課名	講義テーマ	講師	受講者数
H31. 4. 16	中部地方測量部	入札談合等関与行為防止法研修会	公正取引委員会職員	17名
R1.11. 12	中国地方測量部	入札談合の防止に向けて講演会	公正取引委員会職員	10名
R1.11. 21	四国地方測量部	入札談合等関与行為防止法に係る講習会	公正取引委員会職員	6名
R2. 1. 20	近畿地方測量部	入札談合等関与行為防止法に係る講習会	公正取引委員会職員	16名
R2. 2. 19	北海道地方測量部	入札談合等関与行為防止法研修会	公正取引委員会職員	19名
R2. 2. 4 ～ R2. 2. 5	中国地方測量部	コンプライアンス講習会	適正業務管理官 人事計画官	17名

【資料3-1】

令和元年度 第1回コンプライアンス・ミーティング実施状況

(実施期間:平成31年4月～令和元年10月)

部課名	実施日	対象者	テーマ	参加人数 (率) (参加者数/全職員)		備考
総務部	8/1、9/12、9/18、9/25、9/26、 10/3、10/10、10/24、10/25、 10/28、10/31	全職員	発注者網紀保持と情報の管理 OBからの依頼	123/123	100.0%	
企画部	9/11、10/1、10/15、10/23、 10/24、10/25、10/28、10/30		発注者網紀保持と情報の管理 OBからの依頼	69/69	100.0%	
測地部	8/6、8/27、9/17、9/26、10/3、 10/8		発注者網紀保持と情報の管理 OBからの依頼	58/58	100.0%	
地理空間情報部	9/10、9/18、9/19、10/29、 10/31		発注者網紀保持と情報の管理 OBからの依頼	70/70	100.0%	
基本図情報部	8/20、9/26、10/2、10/7、 10/15、10/18、10/24、10/29、 10/30		発注者網紀保持と情報の管理 OBからの依頼	111/111	100.0%	
応用地理部	8/27、9/25、10/9、10/10、10/29		発注者網紀保持と情報の管理 OBからの依頼	50/50	100.0%	
測地観測センター	9/30、10/7、10/10、10/23		発注者網紀保持と情報の管理 OBからの依頼	45/45	100.0%	
地理地殻活動研究センター	10/24、10/28		発注者網紀保持と情報の管理 OBからの依頼	31/31	100.0%	
本院計				557/557	100.0%	
北海道地方測量部	9/20、10/8、10/9、10/24	全職員	発注者網紀保持と情報の管理 OBからの依頼	19/19	100.0%	
東北地方測量部	9/26、9/30		発注者網紀保持と情報の管理 OBからの依頼	18/18	100.0%	
関東地方測量部	9/4		発注者網紀保持と情報の管理 OBからの依頼	22/22	100.0%	
北陸地方測量部	8/27		発注者網紀保持と情報の管理 OBからの依頼	16/16	100.0%	
中部地方測量部	10/7		発注者網紀保持と情報の管理 OBからの依頼	20/20	100.0%	
近畿地方測量部	9/2		発注者網紀保持と情報の管理 OBからの依頼	20/20	100.0%	
中国地方測量部	9/9、9/18		発注者網紀保持と情報の管理 OBからの依頼	17/17	100.0%	
四国地方測量部	8/20、8/21、8/27		発注者網紀保持と情報の管理 OBからの依頼	16/16	100.0%	
九州地方測量部	8/8、8/26		発注者網紀保持と情報の管理 OBからの依頼	19/19	100.0%	
沖縄支所	9/5		発注者網紀保持と情報の管理 OBからの依頼	8/8	100.0%	
地測計				175/175	100.0%	
合計				732/732	100.0%	

【資料3-2】

令和元年度 第2回コンプライアンス・ミーティング実施状況

(実施期間: 令和2年1月~2月)

部課名	実施日	対象者	テーマ	参加人数 (率) (参加者数/全職員)		備考
総務部	1/14、1/16、2/3、2/7、2/12、 2/18、2/20、2/25、2/26、2/27、 2/28	全職員	OBとの飲食	123/123	100.0%	
企画部	2/12、2/14、2/19、2/26、2/27、 2/28		OBとの飲食	65/65	100.0%	
測地部	1/30、2/14、2/17、2/25		OBとの飲食	58/58	100.0%	
地理空間情報部	1/21、1/23、2/12、2/21、2/28		OBとの飲食	68/68	100.0%	
基本図情報部	2/4、2/12、2/13、2/17、2/19		OBとの飲食	107/107	100.0%	
応用地理部	1/29、1/30、2/3、2/20		OBとの飲食	50/50	100.0%	
測地観測センター	2/6、2/14、2/25		OBとの飲食	45/45	100.0%	
地理地殻活動研究センター	2/26、2/27、2/28		OBとの飲食	31/31	100.0%	
本院計				547/547	100.0%	
北海道地方測量部	1/27、1/28、1/29	全職員	OBとの飲食	19/19	100.0%	
東北地方測量部	1/29		OBとの飲食	18/18	100.0%	
関東地方測量部	2/4		OBとの飲食	19/19	100.0%	
北陸地方測量部	2/18		OBとの飲食	16/16	100.0%	
中部地方測量部	1/23		OBとの飲食	19/19	100.0%	
近畿地方測量部	2/3、2/4		OBとの飲食	20/20	100.0%	
中国地方測量部	2/4、2/7		OBとの飲食	17/17	100.0%	
四国地方測量部	2/6、2/12		OBとの飲食	16/16	100.0%	
九州地方測量部	1/29		OBとの飲食	18/18	100.0%	
沖縄支所	2/21		OBとの飲食	8/8	100.0%	
地測計				170/170	100.0%	
合計				717/717	100.0%	

【資料4-1】

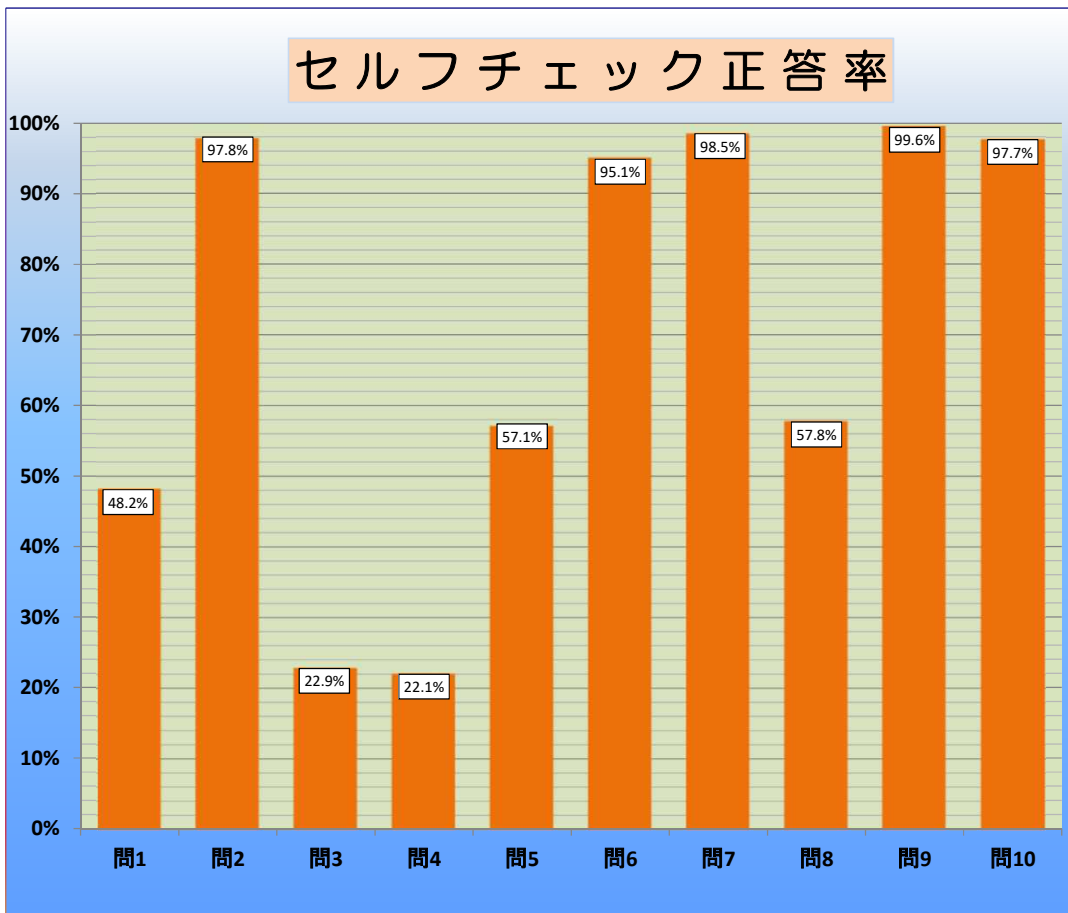
○発注者綱紀保持及び国家公務員倫理の周知徹底

部課名	主な取組
本院	<ul style="list-style-type: none"> ・院内研修で、コンプライアンスに関する科目(官製談合防止法、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程等)を取り入れ実施。 ・係長研修で、倫理関係のセルフチェックを実施し、関係法令の理解を深めた。 ・補佐以下の階層別研修で、SNSを利用する際の「服務・倫理」に関する注意点を示した。 ・課長補佐研修、中堅係員研修では、コンプライアンス関係動画を視聴して、係長研修では、発注者綱紀保持関係のミーティングを実施して、コンプライアンス意識の向上を図った。 ・セルフチェックの結果について、正答率が低かった問題を内部HPIに掲載し、問題・回答を見直すなど振り返りを行い、倫理意識の向上を図るよう周知。
北海道地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・ミーティングやセルフチェック実施等の機会を捉え、発注者綱紀保持規程及び公務員倫理を周知・徹底。 ・国家公務員倫理月間にポスター・リーフレットのほか、倫理監督官(部長)より職員へ注意喚起。
東北地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・年度初めに、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程等を説明し周知・徹底。 ・コンプライアンス・ミーティング、セルフチェック実施の際に、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程等を周知・徹底。
関東地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・ミーティング実施時に、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程等を周知・徹底。 ・国家公務員倫理月間に部長から職員へメール周知
北陸地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・年度初めに、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程等を周知。 ・コンプライアンス・ミーティングやセルフチェックの実施のほか、内部HPの教材、講演会映像等の活用を呼び掛け。
中部地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・ミーティング等機会あるごとに、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程等を周知・徹底。 ・国家公務員倫理月間に部長から職員へメール周知。
近畿地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・年度初めに、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程等を周知。 ・国家公務員倫理月間に部長から職員へメール周知。
中国地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・ミーティング等実施の際に、発注者綱紀保持規程、入札談合等関与行為防止法、国家公務員倫理規程等を周知。
四国地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・ミーティング、セルフチェック等機会あるごとに、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程等を周知・徹底。
九州地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会議、メール等で、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程等を周知・徹底。 ・オープンな打合せスペースに「国家公務員倫理のポイント」を掲示。
沖縄支所	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフチェックの際に、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程等を周知・徹底。

令和元年度 国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェック結果

- 実施期間 令和元年6月19日(水)～7月3日(水)
- 対象者 全職員(非常勤職員を含む)
- 回答者数 730名 【回答率 100% (長期休業者等除く)】
- 設問毎の正答率

設問	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
正答者	352	714	167	161	417	694	719	422	727	713
正答率	48.2%	97.8%	22.9%	22.1%	57.1%	95.1%	98.5%	57.8%	99.6%	97.7%



■正答率が特に低かった問題

問1	同じ府省の職員同士は、倫理規程上の利害関係者にはならない。	正解者 352名
問3	職員A(本省課長補佐級以上の職員)が、趣味である釣りに関して、利害関係のない雑誌社から原稿の執筆を依頼され、エッセイを執筆した。その報酬として原稿料を受領することになったが、仕事には全く関係なく、趣味に関する内容であるため、贈与等報告書の提出は必要ない。	正解者 167名
問4	異動があった場合、異動前に利害関係者であった者は、後任の職員にとって利害関係者に当たらなくなった場合でも、異動後3年間は利害関係者とみなされる。	正解者 161名

※ 問題、解答及び解説につきましては、別紙を御覧ください。

なお、今回の問題は、国家公務員倫理審査会「倫理法・倫理規程セルフチェックシート」からの抜粋です。
<https://www.jinji.go.jp/rinri/check/main.html>

国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェックシート

○解説の中で、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番号	解答	問 題 と 解 説	
1	○	問題	同じ府省の職員同士は、倫理規程上の利害関係者にはならない。
		解説	同一府省内の職員は、「利害関係者」には含まれないと解されています。（平成12年7月4日国家公務員倫理審査会事務局首席参事官）ただし、地方出先機関が組織ぐるみで、本省の職員に繰り返し酒食をもてなすような場合、もてなしを受けた本省の職員は、利害関係者以外の者との間における禁止行為を定めた倫理規程第5条第1項に違反する可能性があります。
2	○	問題	当課が担当する業務にかかるパンフレットを作成することになり、業者に印刷を発注することになった。自分は契約にかかる仕様書を作成する立場にある。契約事務は会計担当部局が行っているものの、自分にとって、当該契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等は利害関係者となる。
		解説	契約に関する利害関係については、会計担当部局といった契約事務担当者だけでなく、契約の内容を実質的に決定し得る立場にある職員（原局原課において、仕様書を作成する職員、購入物品等を実質的に決定する職員など）も該当します。また、実際に契約の締結をしていなくても、契約の申込みをしている事業者や契約の締結をしようとしていることが明らかな事業者等も利害関係者となります。
3	○	問題	職員A（本省課長補佐級以上の職員）が、趣味である釣りに関して、利害関係のない雑誌社から原稿の執筆を依頼され、エッセイを執筆した。その報酬として原稿料を受領することになったが、仕事には全く関係なく、趣味に関する内容であるため、贈与等報告書の提出は必要ない。
		解説	利害関係のない事業者等から報酬の支払を受けた場合、当該原稿が国家公務員としての職務に関する内容でないのであれば、報告の必要はありません。一方、利害関係者に当たる事業者等から報酬の支払を受けた場合は、原稿の内容が職務に関するか否かに関わらず、報告の必要がありますので、注意が必要です。
4	×	問題	異動があった場合、異動前に利害関係者であった者は、後任の職員にとって利害関係者に当たらなくなった場合でも、異動後3年間は利害関係者とみなされる。
		解説	職員が異動した場合、異動前のポストの利害関係者は異動後3年間は利害関係者とみなされます。この規定は、異動した後であっても、後任の職員に影響力を行使することによって職務の公正さを歪め得ると国民から見られること、また、異動後間もない時期に、異動前のポストで利害関係者であった者から物もらったり接待を受けたりすることは、異動前のポストにおける職務の執行の公正さを疑われるということを考慮した規定です。ただし、このみなし規定は、当該利害関係者が、異動した職員の後任の職員にとっても利害関係者であり続ける場合に限られます。例えば、職員Aが2年前に契約に関する事務を担当していた当時は契約関係があったけれども、現在は契約関係がない会社については、職員Aの後任である職員Bとの間では利害関係者に当たらないこととなるので、職員Aにとっても異動後3年間のみながかからないこととなり、利害関係者に当たらないこととなります。（規程第2条第2項）
5	○	問題	利害関係者から自宅にお歳暮が送られてきたので返送したが、再度配送されてきたので、廃棄することにした。
		解説	いったん返送したことをもって必要な措置は講じたものと認められるため、規程第3条第1項第1号により禁止されている「利害関係者から物品の贈与を受けること」には該当しません。なお、このような場合には、より透明性を高めるために、事の顛末を倫理監督官（倫理事務担当部局）に報告しておくことが望ましいでしょう。

国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェックシート

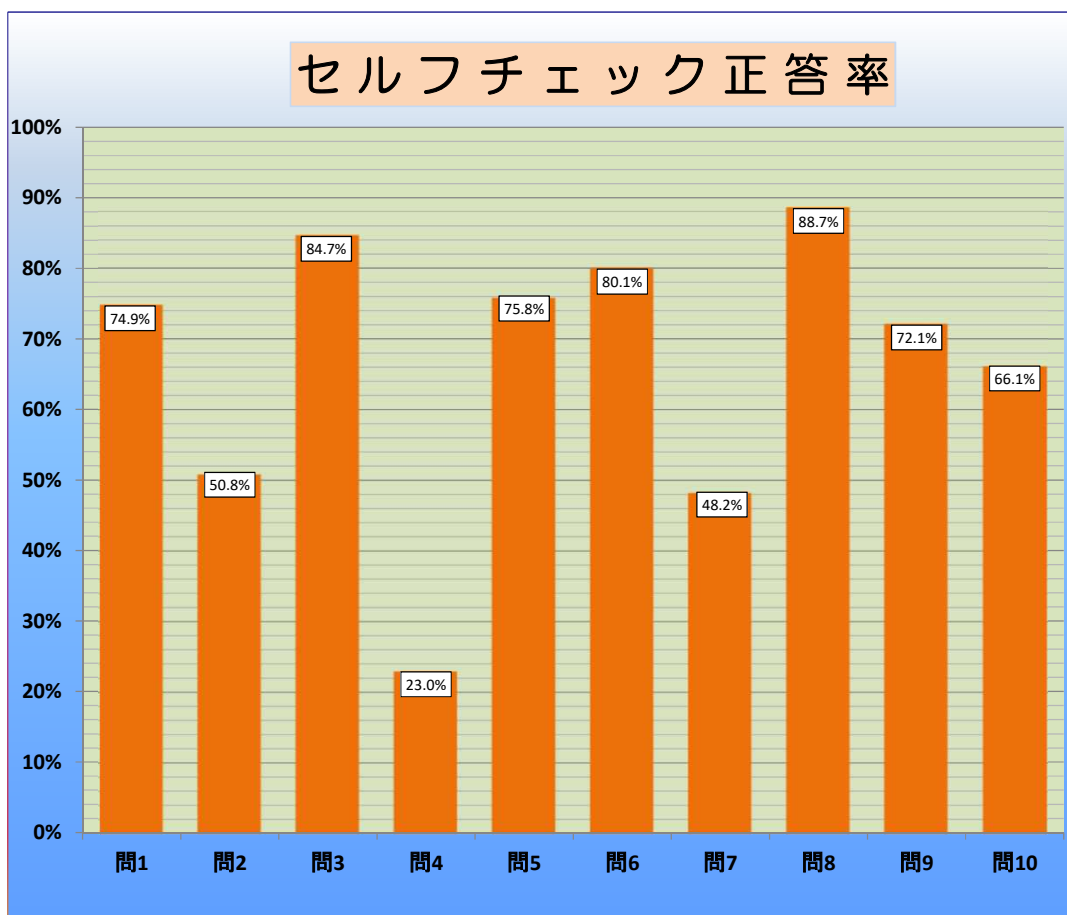
○解説の中で、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番号	解答	問	題	と	解	説
6	×	問題	毎年、伯父の家に親戚一同が勢揃いして正月を祝っていたが、公務員に採用された結果、伯父が利害関係者に該当することになってしまったので、今後は伯父の家に宿泊することもおせち料理を振る舞ってもらうこともできない。			
		解説	利害関係者から供応接待を受けることは禁止されていますが（規程第3条第1項第6号）、伯父とは親族関係という私的な関係（職員の身分にかかわらない関係）があり、これまでどおり正月に伯父の家に宿泊し、おせち料理の振る舞いを受けたとしても、国民の疑惑や不信を招くおそれはないと考えられることから、認められます。（規程第4条第1項）			
7	×	問題	利害関係者である事業者から「課の皆さんでどうぞ」と言って菓子折を渡された。自分は菓子を食べることはできないが、当該事業者と利害関係のない課内の職員に菓子を配るのであれば、自分がその菓子折を受領しても倫理規程上の問題はない。			
		解説	利害関係者から金銭や物品を受け取ることは禁止されており、「課の皆さんでどうぞ」と言って渡された菓子折であっても受領することは認められません。自分は食わずに課内の職員に渡すような場合も同様です。なお、他の職員が倫理規程違反によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったりすることも禁止されています。本問の場合、利害関係者から渡された菓子折であることを知りながらそれを食べた職員も、倫理規程違反となります。			
8	×	問題	職員Aは、視察のため、ある企業の事務所を訪問した。午前の用務が終わり、お昼になったところ、相手方企業から「弁当（500円程度）を用意する」旨提案があった。この事務所で午後にも用務があることを考えると、倫理規程上の例外である「会議における簡素な飲食物」として、弁当の無償提供を受けても差し支えない。			
		解説	利害関係者から飲食物（弁当）の提供を受けることは、供応接待に当たり、倫理規程上の禁止行為に該当します。しかし、「職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること」は認められています。今回のケースは、500円程度の弁当ということで「簡素な飲食物」に該当すると考えられますが、視察業務は「会議」には該当せず、この例外規定に当たりません。視察のほか、立入検査、監査、聴講者として参加した講演会なども「会議」には当たりません。なお、今回のケースにおいて、職員Aが弁当代金を支払っていれば、問題ありません。			
9	×	問題	職場のOBで現在は利害関係者に該当する者と飲食店で昼食を共にすることになった。自分の費用を払うつもりであったが、既に利害関係者がまとめて会計をすませており、「次の機会に自分の分も支払ってくれればよい」と言われた。次に飲食を共にした際に、今回利害関係者から払ってもらった分以上に負担すれば、倫理規程上の問題はない。			
		解説	利害関係者から飲食の際に費用負担を受けることは、供応接待を受けることに該当し、禁止行為となります。たとえ次の機会に利害関係者の分を支払ったとしても、利害関係者から供応接待を受けたことには変わりありません。次回支払えばいいといった考えは、なれ合いの温床になる危険性がありますので、自己の費用を毎回きちんと負担するようにしてください。なお、利害関係者と共に飲食する場合に、自己の飲食費用が1万円を超えるときは、倫理監督官への事前の届出が必要となりますので、この点も注意してください。			
10	○	問題	利害関係者でない事業者等からであったとしても、高額な物品の贈与を受けた場合には倫理規程違反となることがある。			
		解説	相手が利害関係者でない事業者等であっても、供応接待を繰り返し受けたり、高額な贈与を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や財産上の利益の供与を受けることは、相手側が職員からの何らかの見返りを期待してそのような行為を行っていることが疑われ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、禁止されています。（規程第5条第1項）			

令和元年度 国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェック結果

- 実施期間 令和元年12月2日(月)～12月10日(火)
- 対象者 全職員(非常勤職員を含む)
- 回答者数 732名 【回答率 100% (長期休業者等除く)】
- 設問毎の正答率

設問	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
正答者	548	372	620	168	555	586	353	649	528	484
正答率	74.9%	50.8%	84.7%	23.0%	75.8%	80.1%	48.2%	88.7%	72.1%	66.1%



■正答率が50%以下だった問題

問4	倫理行動規準は、国家公務員の職務に係る倫理の保持を図るための規準として定められており、それぞれの規準を遵守するように努めるべきとされている。	正解者 168名
問7	本省の会計部局の職員が、同一省内の地方機関の会計部局に対して会計上の検査・監査を行う場合、この本省の職員にとって、検査・監査を受ける地方機関の職員は、利害関係者に該当する。	正解者 353名

※ 問題、解答及び解説につきましては、別紙を御覧ください。

なお、今回の問題は、国家公務員倫理審査会「倫理法・倫理規程セルフチェックシート」からの抜粋です。

<https://www.iinii.go.jp/rinri/check/main.html>

国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェックシート

○解説の中で、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番号	解答	問 題 と 解 説	
1	○	問題	職務として利害関係者の事業所を訪問した際に、当該利害関係者から電話やファックスを一時的に借りることは、倫理規程上問題はない。
		解説	職務として利害関係者を訪問した際、当該職務を円滑に進める上で必要であり、かつ、軽微又は問題のないと認められる程度の便宜の供与を受けることは認められています。ここで認められているものとしては、文房具などの事務用物品、ヘルメットや防護服の借用、電話やファックスの使用が挙げられます。（規程第3条第2項第3号）
2	×	問題	利害関係者に該当する民間企業の従業員は、全て利害関係者となる。
		解説	利害関係者に該当する企業の全従業員が利害関係者となるわけではなく、一般には、職員の所掌事務に関係する部門の従業員が当該職員の利害関係者となります。ただし、職員の所掌事務とは関係しない部門の従業員であっても企業の利益のために職員と接触しているような場合等には、所属部門にかかわらず、利害関係者となります。
3	×	問題	自分が異動した場合、異動前に自分の利害関係者だった企業が引き続き後任者にとっての利害関係者になっていても、今の自分のポストでその企業と仕事上の関係がなければ、自分にとっては利害関係者にならない。
		解説	異動前のポストで利害関係者だった者は、異動後も3年間は、利害関係者とみなされます。ただし、その者とそのポストに現在就いている職員との間の利害関係がなくなった場合には、このみなしもその時点で終了します。この規定は、異動した後であっても、後任の職員に影響力を行使することによって職務の公正さを歪め得ると国民から見られること、また、異動後間もない時期に、異動前のポストで利害関係者であった者から物をもったり接待を受けたりすることは、異動前のポストにおける職務の執行の公正さを疑われるということを考慮した規定です。（規程第2条第2項）
4	×	問題	倫理行動規準は、国家公務員の職務に係る倫理の保持を図るための規準として定められており、それぞれの規準を遵守するように努めるべきとされている。
		解説	倫理行動規準は、規程第1条において、「職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。」と規定されており、努力義務ではありません。倫理行動規準は職員が認識すべき行動の規準、心構えであり、常に意識して行動するようにしてください。
5	○	問題	ゴルフ場が主催するオープンコンペに参加したところ、スタート前に同じ組の参加者の中に利害関係者が含まれていることがわかったが、そのままプレーを続けた。
		解説	規程第3条第1項第7号においては、利害関係者と共にゴルフをすることは禁止されていますが、「利害関係者と共に」とは、「職員と利害関係者が意図を共有して」という意味であり、本問のように偶然一緒にゴルフをすることになった場合は、これには該当しません。ただし、職員と利害関係者がお互いに出席することをはっきり認識した上で一緒にゴルフを行う意図を持っている場合は、禁止行為に該当します。

国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェックシート

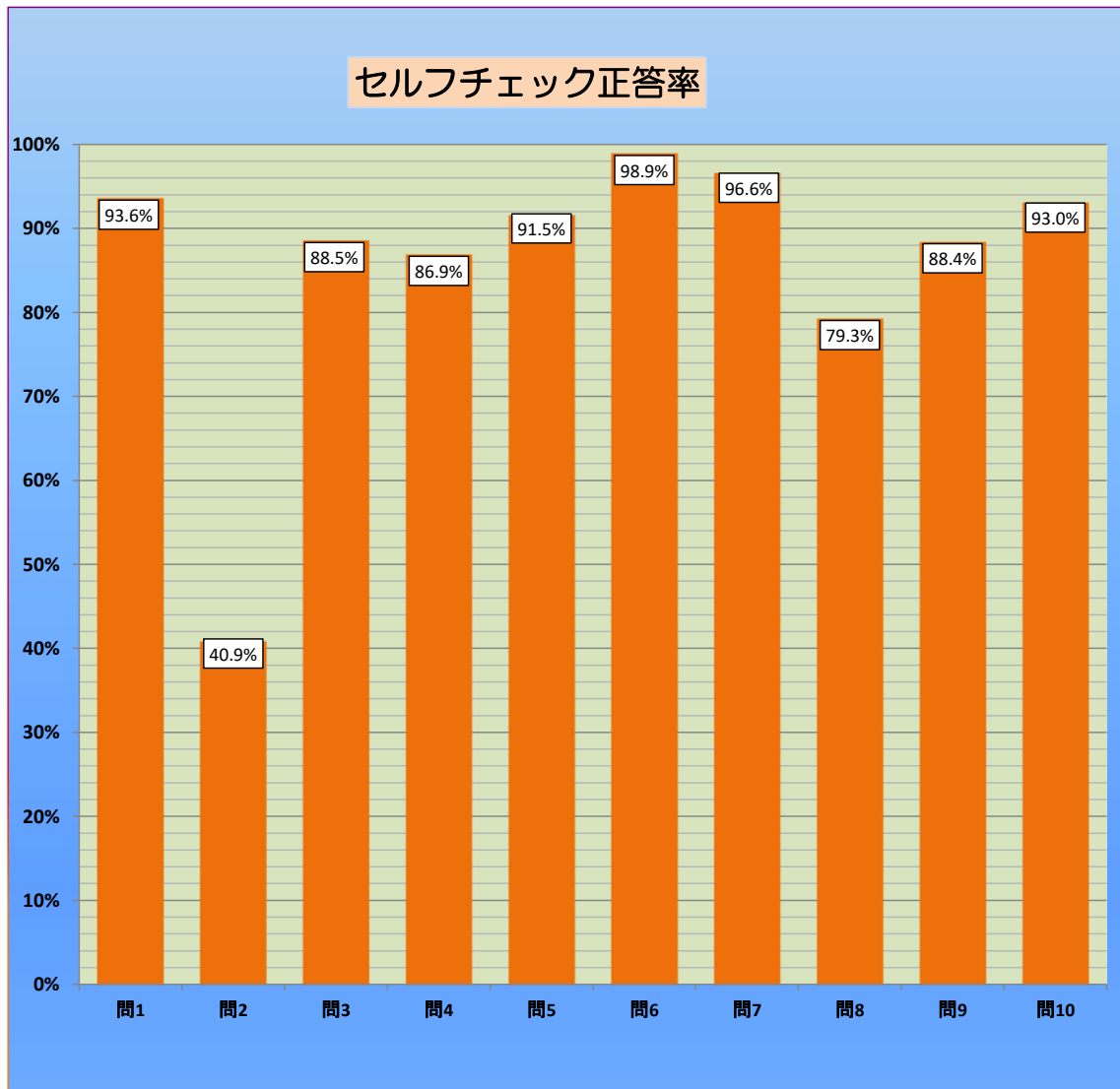
○解説の中で、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番号	解答	問 題 と 解 説	
6	×	問題	利害関係者の事務所を職務で訪問した際、コーヒーとクッキーをすすめられた。利害関係者から供応接待を受けることはできないので、これらを受けることも認められない。
		解説	職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けることは認められません。茶菓の提供は社会通念として認められる軽微な接遇であって、職務の公正な執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないことから禁止行為から除外されています。「その他の会合」とは、会議又はこれに準じた集まりに限られず、職務として利害関係者に会うような場合も含まれます。（規程第3条第2項第5号）
7	×	問題	本省の会計部局の職員が、同一省内の地方機関の会計部局に対して会計上の検査・監査を行う場合、この本省の職員にとって、検査・監査を受ける地方機関の職員は、利害関係者に該当する。
		解説	同一府省内の職員は、「利害関係者」には含まれないと解しています（平成12年7月4日国家公務員倫理審査会事務局首席参事官通知）。
8	×	問題	上司が部下にお菓子を配っていたが、このお菓子は利害関係者からいただいたものであった。自分にとっての利害関係者ではないため、このお菓子を食べたとしても、倫理規程上、何ら問題はない。
		解説	他の職員が倫理規程違反によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり享受したりすることは禁止されています（倫理規程第7条第1項）。本問の場合、上司がその利害関係者から受け取ったお菓子であることを知りながらそれを食べてしまうと、食べてしまった職員も倫理規程違反となります。
9	×	問題	利害関係者が主催するパネルディスカッションへの聴講を依頼された。パネラーとしての役務はなく、一聴講者としての参加依頼であるものの、旅費法に基づく往復分の交通費であれば受領することはできる。
		解説	利害関係者からの依頼による講演等の際に、実費相当額の旅費を先方が負担することは、倫理規程上の禁止行為には該当しないこととされています。しかしながら、本問のように、職員が何らの役務を提供しないにもかかわらず、利害関係者から交通費の支給を受けることは、金銭の贈与を受けたこととなり、倫理規程の禁止行為に該当します。（倫理規程第3条第1項第1号）
10	○	問題	利害関係者と意見交換を行うため、割り勘で飲食をした。当初は一次会のみでの予定であり、飲食費用は1万円を超えない見込みであったが、当日、急きょ2次会まで開催され、飲食費用は1次会と二次会の合計で1万円を超えてしまった。この場合、事後に速やかに届出を行えば、倫理規程上問題はない。
		解説	利害関係者と自己の費用を負担して（割り勘で）飲食する場合に、自己の飲食の費用が1万円を超えるときは、倫理監督官への事前の届出が必要となります。本問のように、一次会と二次会に参加したことによってその合計が1万円を超える場合にも届出を行う必要があります。（倫理規程第8条）また、飲食の費用が予想に反して1万円を超えてしまった場合など、やむを得ない事情があるときは、事後において速やかに届出を行えば足りることとされています。

令和元年度 発注者綱紀保持セルフチェック結果

- 実施期間 令和元年11月7日(木)～11月22日(金)
- 対 象 者 全職員(非常勤職員を含む)
- 回答者数 733名 【 回答率 100% (長期休業者等除く) 】
- 設問毎の正答率

設問	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
正答者	686	300	649	637	671	725	708	581	648	682
正答率	93.6%	40.9%	88.5%	86.9%	91.5%	98.9%	96.6%	79.3%	88.4%	93.0%



■正答率が低かった問題

問2	これまで公正取引委員会が認定した入札談合等関与行為のうち、全ての事例において幹部又は管理職が関与している。	正解者 300名
----	---	----------

※ 問題、正答及び解説につきましては別紙をご覧ください。

発注者綱紀保持規程セルフチェックシート（問題と解説）

※ 発注者綱紀保持規程は、「規程」、発注者綱紀保持マニュアルは、「マニュアル」、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」は、「官製談合防止法」と示しています。

※ R1.6.6開催した「入札談合等関与行為防止法に関する講演会」の資料は、「講演会資料」と示しています。
<http://naibu.gsi.go.jp:8080/htdocs/kairan/01soumu/koukihozi/2019/R010606資料.pdf>

番号		問 題 ・ 解 説	
1	×	問題	発注担当職員とは、発注担当課で測量作業等の設計積算を担当する職員や契約課などで入札契約を担当する職員のこと、発注の判断に関与する決裁者及び決裁において経由する者は含まれない。
		解説	発注事務の範囲は、入札契約段階の事務だけでなく、入札及び契約に係る企画・立案の段階から、資格審査、設計、積算、契約の締結、監督、履行状況の確認、検査、評価、契約書に基づく支払事務等の段階まで、測量作業等の発注に係る関連事務を含む広い範囲を対象としています。 また、発注事務を担当する管理監督者はもちろん、発注の判断に関与する決裁者及び決裁において経由する者も含まれます。《規程第2条第3項、マニュアル5頁》
2	○	問題	これまでに公正取引委員会が認定した入札談合等関与行為のうち、全ての事例において幹部又は管理職が関与している。
		解説	これまでの入札談合等関与行為の事例のうち、「全ての事例において」幹部又は管理職の職員が関与しています。決して一部ではありません。《講演会資料26ページ参照》 このため、管理職以上の職員にあっては、一般の職員以上に入札談合等関与行為に抵触しないよう注意及び自覚が必要です。
3	×	問題	官製談合防止法の対象となる発注機関は、国及び地方公共団体のみである。
		解説	官製談合防止法が対象としている発注機関は、次のとおりです。 ①国 ②地方公共団体 ③国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上出資している法人等の「特定法人」
4	×	問題	官製談合防止法における入札談合等関与行為は、一般競争入札や指名競争入札といった「入札」に係る行為を前提としているため、随意契約によって契約先を決定する場合には、適用対象とはならない。
		解説	官製談合防止法の適用対象には、一般競争入札及び指名競争入札のほか、随意契約のうち、複数の事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積りで示された金額を比較して契約先を決定する形態のものも含まれます。このような形態の随意契約は、実質的に競争入札と変わるところがなく、従来から競争入札と同様のものとして扱っています。
5	×	問題	ある入札の落札業者Aとの挨拶の中で、同社から「来年〇月発注の△物件(の入札)も頑張りますので、また是非お願いします。」との発言があった。品質を確保するためには実績のある業者に頼むのが良いと考え、「そうですね、こちらとしても御社の仕事は丁寧ですし、安心してお任せできますからね。」と応じた。
		解説	受注者を指名又は受注を希望する事業者を教示することは、入札談合等関与行為の一つである「受注者に関する意向の表明」に該当します。設問のように、発注者側に△物件を受注させる意図がある場合だけでなく、たとえそのような意図がなかったとしても、事業者からは意向の表明を受けたと取られるおそれがあるので、適切な対応ではありません。なお、信用確実な業者に発注し、品質を確保するという目的があったとしても、入札談合等関与行為が正当化されるものではありません。
6	×	問題	他の職員が事業者から「不当な働きかけ」と思われる行為を受けているのを見かけたが、不当な働きかけを受けた職員自身が当然報告すると思い、報告しなかった。
		解説	他の職員が「不当な働きかけ」を受けていることに気づいた職員も、所定の報告書で発注者綱紀保持担当者に報告する必要があります。規程では、「報告するものとする」とされていますので、職員の義務となります。従って、報告を怠った場合は、何らかのペナルティーを受ける可能性があります。 なお、「不当な働きかけ」に該当するか否か等判断に迷ったときは、上司又は発注者綱紀保持担当者に相談してください。《規程第6条第1項》

7	×	問題	職員への「不当な働きかけ」は、事業者からだけで、国土地理院の職員からの行為は含まれないので報告する必要はない。
		解説	<p>「不当な働きかけ」とは、職員に対して行われる事業者等又は国土地理院以外の職員からの行為のうち、個別の契約に係る発注事務に関するものであって、当該発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある次に掲げるものです。</p> <p>一 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為</p> <p>二 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為</p> <p>三 非公表又は公表前における予定価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格(これらを推測できる金額を含む。)に関する情報漏洩要求行為</p> <p>四 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為</p> <p>発注担当職員が他の職員(例えば現役の先輩)から不当な働きかけを受けたときは、当該他の職員は第3条第4項に違反していることとなりますので、不当な働きかけを受けた当該発注担当職員や不当な働きかけを職員が行った事実を確認した別の職員は、第12条ではなく、第6条に基づき報告しなければなりません。《規程第2条第6項、マニュアル6～7頁》</p>
8	○	問題	発注担当職員は、発注事務に関する秘密を庁舎外に持ち出し、又は送付等してはならない。ただし、やむを得ない理由があるものとして所属長等の承諾を得た場合は、発注事務に関する秘密を持ち出し、又は送付することができる。
		解説	規程第4条では、発注担当職員の義務として秘密に関する書類の庁舎外への持ち出し送付等を禁止して秘密が外部の者に知れることを防止しています。ただし、やむを得ない理由があるものとして所属長等の承諾を得た場合は例外として認められます。《規程第4条第2項、マニュアル13頁》
9	○	問題	官製談合防止法における「入札談合等関与行為」とは、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい、④特定の談合の幫助の4類型をいう。
		解説	官製談合防止法第2条第5項において、国の職員が入札談合等に関する行為であって、4つのいずれかに該当するものを「入札談合等関与行為」と規定しています。《講演会資料38ページ～42ページ参照》
10	×	問題	ある入札参加業者から仕様書の内容について問い合わせがあったので、その業者だけに追加資料を渡し説明を行った。
		解説	発注事務の実施にあたっては、公正公平な職務に務め、問い合わせに対しては必要な情報を提供するなど適切に対応しなければなりません。問い合わせに対する回答により情報を得た一部の業者が競争上有利になるのであれば、公正な競争を阻害するおそれがあります。よって、仕様書等の内容に対する問い合わせには、全ての入札参加業者に周知する必要があります。《規程第3条第3項、第5条1項》

事例で学ぶコンプライアンス

令和元年度国土地理院コンプライアンス推進計画に基づき、不祥事・不正行為等の具体的な事例について、下記のとおり情報提供しますので、各部（センター）における定例会議等で紹介していただき、職員の綱紀保持に関する意識の向上に役立ててください。

◆不祥事等の概要

① 飲酒後に自転車運転

酒に酔った状態で自転車を運転し、物損事故を起こしたなどとして、神奈川県平塚市は市長部局の課長代理の男性職員（47）を懲戒処分とした。市職員課によると、課長代理の男性職員は平成29年4月10日夜、横浜市内で飲酒した後、自転車で帰宅途中、平塚市内の路上で道路標識に衝突し、道路標識を曲げたという。市は減給10分1（3ヶ月）の懲戒処分とした。

② セクハラで停職の懲戒処分

大分県国東（くにさき）市の40歳の男性職員が同僚の女性にセクハラ行為をしたとして、停職1ヶ月の懲戒処分を受けた。国東市によると、男性副主幹は平成30年12月、市内の飲食店で行われた職場の忘年会で同僚の女性職員に対しセクハラ行為をした。市の聞き取りに対し、男性副主幹は「当時は酩酊していて、記憶にない」と話しているが、被害者の女性に謝罪しているという。

<新聞報道等より>

◆啓発のポイント

（懲戒処分の指針）

① 秘密漏えい

- ・ 故意の秘密漏えい：免職又は停職（自己の不正な利益を図る目的：免職）
- ・ 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい：停職、減給又は戒告

② セクシュアル・ハラスメント

- ・ 強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為：免職又は停職
- ・ 意に反することを認識の上での性的な言動の繰り返し：停職又は減給（執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患：免職又は停職）
- ・ 意に反することを認識の上での性的な言動：減給又は戒告

③ 飲酒運転

- ・ 酒酔い：免職又は停職（人身事故あり：免職）
- ・ 酒気帯び：免職、停職又は減給（人身事故あり：免職又は停職（措置義務違反あり：免職））
- ・ 飲酒運転者への車両提供、飲酒運転車両への同乗行為等：免職、停職、減給又は戒告
※飲酒運転をした職員の処分量定、飲酒運転への関与の程度等を考慮し決定

④ 信用失墜行為

- ・ 官職の信用を損ね、公務員全体が批判を受けるような行為は懲戒処分の対象となる。

これからの季節、忘年会や新年会など、お酒を飲む機会が多くなります。宴会の席での言動や、宴会当日及び翌日の車の運転には、十分注意が必要です。

事例で学ぶコンプライアンス

令和元年度国土地理院コンプライアンス推進計画に基づき、不祥事・不正行為等の具体的な事例について、下記のとおり情報提供しますので、各部（センター）における定例会議等で紹介していただき、職員の綱紀保持に関する意識の向上に役立ててください。

◆不祥事等の概要

- ① 群馬県高崎市が発注した備品購入の指名競争入札で、特定の業者に入札予定価格を漏らしたとして、平成元年11月18日、同市総務部企画調整課付課長S（50）が官製談合防止法違反などの容疑で、公契約関係競売入札妨害の容疑で高崎芸術劇場の館長（66）と電機会社の社長（68）が逮捕された。

3人は平成31年1月頃、高崎市が発注した芸術劇場の備品購入の指名競争入札で、都市整備部の室長だったSが入札予定価格を芸術劇場の館長に漏らし、1月24日に実施された指名競争入札で電機会社に落札させた。

- ② 利害関係者から国交省職員借金

国土交通省九州地方整備局は平成31年3月5日、受注企業の社員らから借金をしたとして、佐賀県内の出先機関事務所に勤務する課長補佐級の男性職員（53）を停職3ヶ月の懲戒処分にした。九州地整によると、職員は平成18年1月から平成30年11月にかけて約50回にわたり、受注企業を含む9社9人から878万7千円を借金した。借金は1人当たり3万～735万円で、手渡しや口座振込で受け取った。職員は「両親の治療費、生活費が不足していた」と話しているという。

職員は、昨年2月にも受注企業を含む4社7人から39万円を借金したとして減給6カ月の懲戒処分を受けていた。九地整は「さらなる借金を隠し、高額だった」と停職処分とした理由を説明した。

<新聞報道等より>

●啓発のポイント

・入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）

「入札談合等関与行為」とは、国等の職員が入札談合等に関与する行為であって、次の行為に該当するものをいいます。

- ① 談合の明示的な指示

事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。

- ② 受注者に関する意向の表明

特定の事業者の指名又は希望する意向を予め教示、又は示唆すること。

- ③ 発注に関する秘密情報の漏洩

事業者等が入札談合等を行うことが容易となる情報で秘密として管理しているものを、特定の者に教示又は示唆すること。

- ④ 特定の入札談合の幫助

入札談合等を容易にする目的で特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

・利害関係者との間における規制

国家公務員倫理規程では、利害関係者との間での禁止行為が規定されています。

- ① 金銭、物品又は不動産の贈与を受けてはならない。
- ② 金銭の貸付けを受けてはならない。
- ③ 無償で物品又は不動産の貸付けを受けてはならない。
- ④ 無償でサービスの提供（車による送迎など）を受けてはならない。
- ⑤ 酒食等のもてなしを受けてはならない。
- ⑥ 未公開株式を譲り受けてはならない。
- ⑦ 共に麻雀等の遊技・ゴルフ・旅行をしてはならない。
- ⑧ 利害関係者に要求して、第三者に対して上記①～⑦のような行為をさせてはならない。

事例で学ぶコンプライアンス

令和元年度国土地理院コンプライアンス推進計画に基づき、不祥事・不正行為等の具体的な事例について、下記のとおり情報提供しますので、各部（センター）における定例会議等で紹介していただき、職員の綱紀保持に関する意識の向上に役立ててください。

◆不祥事等の概要

- ① 愛媛県松前町発注の道路改築工事の一般競争入札で、特定の業者に材料単価などを漏らしたとして、令和2年1月26日、同町まちづくり課主任技師T（35）が官製談合防止法違反などの疑いで、土木建築会社の社長D（48）が公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。
2人は令和元年8月16日に実施した町道改築工事の一般競争入札で、Tは7月中旬～8月中旬頃、Dに道路の材料単価などを教え、最低制限価格に近い価格で工事を落札させた。
- ② 山口県萩市発注の電源装置交換などで、特定の会社が契約できるよう談合したとして、令和2年1月27日、同市情報政策課長S（48）を官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで、電気通信工事会社役員F（63）などが公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。
Sは平成31年3月、市庁舎内4ヶ所の無停電電源装置交換業務の随意契約で、見積書の提出期限後に、最低見積金額を他社が提示していることをFに電話で伝え、より低額の価格とする見積書を提出させた疑い。

<新聞報道等より>

●啓発のポイント

<秘密の保持>


- ・仕様書の内容、積算金額、積算資料など、公表されていない発注情報を絶対に漏らしてはいけません。また、契約締結後に公表されることとなる情報であっても、公表されていない段階では、漏らしてはいけません。
- ・業者等から「〇〇円くらいですか。」と聞かれ、「そこまでの金額ではない。」などと答えることは、予定価格の範囲を示唆したことになります。きっぱりと答えない姿勢を示すことが必要です。

<罰則>

- ・発注情報に係る秘密情報の漏洩については、入札談合等関与行為防止法第8条（職員による入札等の妨害）、国家公務員法第100条第1項（秘密を守る義務）、第109条第1項（罰則）に違反行為として規定されています。

<入札談合等関与行為とは>

- ・「入札談合等関与行為」とは、国等の職員が入札談合等に関与する行為であって、次の行為に該当するものをいいます。
- ① 談合の明示的な指示（入札談合等関与行為防止法（以下「法」）第2条第5項第1号）
事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
 - ② 受注者に関する意向の表明（法第2条第5項第2号）
特定の事業者の指名又は希望する意向を予め教示、又は示唆すること。
 - ③ 発注に関する秘密情報の漏洩（法第2条第5項第3号）
事業者等が入札談合等を行うことが容易となる情報で秘密として管理しているものを、特定の者に教示又は示唆すること。
 - ④ 特定の入札談合の幫助（法第2条第5項第4号）
入札談合等を容易にする目的で特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。



国土交通省
国土地理院
Geospatial Information Authority of Japan

本文へ 文字サイズ変更 **標準** **拡大** English

サイトマップ

地理院 ホーム	国土地理院の 紹介	基準点・測地観測 データ	地図・空中 写真	防災関 連	GIS・国土の 情報	申請・承 認
------------	--------------	-----------------	-------------	----------	---------------	-----------

[地理院ホーム](#) > 発注者綱紀保持

発注者綱紀保持

事業者等の皆様へ

国土交通省においては、これまで談合等の不正行為を排除するため様々な取り組みを行ってききましたが、平成17年5月の直轄鋼橋上部工事の発注における大規模な談合事件の発生を踏まえ、平成17年7月に「入札談合の再発防止対策」が取りまとめられました。また、平成19年3月に、国土交通省発注の水門設備工事に関して、公正取引委員会より国土交通省に対し、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）」に基づく改善措置の要求を受けたことを深刻に受け止め、「当面の入札談合防止対策」が取りまとめられ、入札談合の防止に全力で取り組んでいるところです。しかしながら、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、職員が入札関連情報を漏洩したとして、平成24年10月に、公正取引委員会から官製談合防止法に基づく改善措置要求がありました。

このため、公正取引委員会から、省全体として入札談合等関与行為の再発を確実に防止するために効果的な改善措置を講ずるよう求める「要請」も受けているところです。

国土地理院では、平成20年3月に「国土地理院発注者綱紀保持規程」を制定し、さらに職員向けに「国土地理院発注者綱紀保持マニュアル」を作成するなど、全ての職員に向けて、発注事務全般に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、国民の信頼を確保できるよう努めているところです。

具体的には、「事業者等との応接に当たっては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応すること。（第5条）」、「不当な働きかけへの対応については、入札への参加要求、予定価格などの情報漏洩要求等の不当な働きかけがあった場合、その内容を公表する。（第12条）」、「執務室については、秘密の漏洩の防止を図るため、掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知すること。（第13条）」などの取組を行っています。

また、今般の事案を踏まえ、平成25年4月からは、コンプライアンスの推進強化のため平成19年6月に設置した「国土地理院発注者綱紀保持委員会」を発展的に改組し「国土地理院コンプライアンス推進本部」及び「国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会」を設置し、発注事務に係

る綱紀保持のみならず、コンプライアンス全般につきまして、一層の推進に努めてまいります。

事業者等の皆様におかれましても、国土地理院における発注者綱紀保持対策の取り組みについて、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

《国土地理院発注者綱紀保持規程等》

[国土地理院発注者綱紀保持規程【PDF:128KB】](#)

[国土地理院発注者綱紀保持マニュアル【PDF:604KB】](#)

《国土地理院コンプライアンス推進計画》

[平成31年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:154KB】](#)

[平成30年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:141KB】](#)

[平成29年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:139KB】](#)

[平成28年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:138KB】](#)

[平成27年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:128KB】](#)

[平成26年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:100KB】](#)

[平成25年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:96KB】](#)

《国土地理院コンプライアンス報告書》

[平成30年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:8260KB】](#)

[平成29年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:2840KB】](#)

[平成28年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:3450KB】](#)

[平成27年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:2560KB】](#)

[平成26年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:259KB】](#)

[平成25年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:191KB】](#)

《国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会》

[平成30年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:92KB】](#)

[平成29年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:92KB】](#)

[平成28年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:105KB】](#)

[平成27年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:104KB】](#)

[平成26年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:90KB】](#)

連絡・問合せ先

国土地理院適正業務管理官(発注者綱紀保持担当者)

電話:029-864-1111(内2127)

| [地理院ホーム](#) |

事業者等の皆様へお知らせ

発注者綱紀保持にご協力願います。

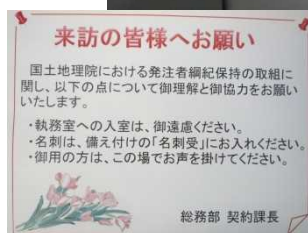
国土地理院では、関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう、発注事務に係る綱紀保持に努めています。事業者の皆様には、御理解と御協力をお願いします。

【具体的な発注者綱紀保持の取組】

- ◆ 事業者等との応接方法(規程第5条)
原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応しています。
- ◆ 事業者等からの働きかけの対応(規程第12条)
事業者等から不当な働きかけを受けたときは、記録・公表されます。
- ◆ 執務環境の整備(規程第13条)
秘密漏洩の防止を図るため、執務室への自由な出入りが制限されています。



入室制限の掲示



オープンな場所での打合せスペース

詳しくは国土地理院のホームページ (<http://www.gsi.go.jp/>)「発注者綱紀保持」をご覧ください。

国土地理院発注者綱紀保持規程(抜粋)

平成20年3月制定 国地達第7号
(最終改正: 平成27年4月)

(秘密の保持)

第4条 発注担当職員は、落札前において、予定価格及び競争参加業者名その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならないが、当該発注事務に係る発注担当職員(当該秘密を知るべき者に限る。)でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的以外の目的のために利用してはならない。

2 発注担当職員は、発注事務の必要上庁舎外の他の発注事務を担当する部署に送付する場合を除き、秘密に関する書類(その写し及び記録媒体を含む。)を庁舎外に持ち出し、送付(電磁的方法によるものを含む。)をし、その他これに類することを行ってはならない。ただし、やむを得ない理由があるものとして所属長等(本院にあっては課長又は室長、地方測量部にあっては次長又は課長、支所にあっては支所長をいう。以下同じ。)の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事業者等との応接方法)

第5条 発注担当職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。

2 発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かないようこれを行い、必要最小限にとどめるものとする。この場合においては、原則、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応し、これによることができない場合は事前に所属長等の承諾を得るものとする。

(不当な働きかけに対する対応)

第12条 職員は、第2条第6項に規定する不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、その者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努めるものとする。

2 ~ 6項 (略)

7 院長は、第3項の規定による報告書に記載された事項のうち、件名、不当な働きかけの内容及び対応状況については、随時又は定期的に公表するものとする。

(執務環境の整備等)

第13条 院長は、測量作業等における仕様書及び設計書の作成を担当する課又は室(第2号において「担当課室」という。)の執務室(第1号において単に「執務室」という。)について、次に掲げる事項の実施その他の秘密の漏洩の防止を図るために必要な措置を講じるものとする。

- 一 掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知すること
- 二 担当課室の発注担当職員が事業者等と応接するための受付カウンターその他の場所を確保すること